

浄化槽法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○浄化槽法施行令（平成十三年政令第三百十号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>(手数料)</p> <p>第三条 法第五十条第一項の規定により次の各号に掲げる者が納付しなければならぬ手数料の額は、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>四 浄化槽設備士試験を受けようとする者 <u>三万千七百円</u></p> <p>五 (略)</p> <p>六 浄化槽管理士試験を受けようとする者 <u>二万三千六百円</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(手数料)</p> <p>第三条 法第五十条第一項の規定により次の各号に掲げる者が納付しなければならぬ手数料の額は、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>四 浄化槽設備士試験を受けようとする者 <u>二万二千五百円</u></p> <p>五 (略)</p> <p>六 浄化槽管理士試験を受けようとする者 <u>二万二百円</u></p> <p>2 (略)</p>